事 務 連 絡 令和3年12月27日

各都道府県·指定都市 精神保健福祉主管部(局)

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部精神·障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応に係る Q&Aについて

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応に関して、これまでご照会のあった内容を別添のとおりQ&Aとしてとりまとめましたので、ご留意いただくとともに、関係機関への周知方よろしくお願いします。

(問1)精神科病院に入院中の精神障害者が、新型コロナウイルスに感染した場合の転院手続きはどのようになりますか。

(答)

転院手続きについて、措置入院者は措置入院を行う都道府県知事等が病院管理者間と十分調整の上実施しますが、医療保護入院者は病院管理者間で調整の上、入退院の届出等の手続きを行います。(精神保健福祉法33条及び33条の2)

なお、措置入院者については、指定医による診察の結果、その症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは都道府県知事の許可を得て仮退院することができることから、仮退院中に精神科以外の医療機関で新型コロナウイルスの治療を行うことも可能です。(精神保健福祉法第40条)

(問2)新型コロナウイルス患者に対して、措置診察と新型コロナウイルス の治療の優先順位はどのようになりますか。

(答)

身体的な診療等、措置診察より優先すべき処置がある場合は措置診察の要否 判断を一旦保留とすることが適当であることから、新型コロナウイルスの病状 に応じて、適切に対応願います。(措置入院の運用に関するガイドライン)

(問3)精神科医療機関で、院内感染防止対策として面会制限等を行うことはできますか。

(答)

一般医療機関と同様に、精神科医療機関においても、感染拡大状況等を踏まえ、必要な場合には面会について一定の制限を設けることは可能ですが、一律に制限するのではなく、地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を総合的に考慮した上で、実施方法について医療機関で検討するようお願いします。(※1)

なお、精神保健福祉法に基づく面会等(※2)については、患者の人権への配慮の観点から、制限をせず、オンラインによる面会等の対面によらない方法の活用をお願いします。

また、精神保健福祉法に基づく行動制限は、精神医学上の判断から行うものです。院内感染防止を理由として行うことは、患者の人権への配慮の観点から認められていません。

(※1)「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」(令

和3年 11 月 24 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症 課事務連絡)参照。

(※2) 精神保健福祉法に基づく面会等

- 〇患者の代理人である弁護士との面会(精神保健福祉法第36条第2項)
- ○医療保護入院の市町村長同意における患者との面接
 - (「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う同意について(昭和63年6月22日 健医発第743号)」5(1)))
- ○医療保護入院者退院支援委員会への患者家族等の出席 (「医療保護入院者の退院促進に関する措置について(平成 26 年1月 24 日 障発 0124 第2号)」第4の3⑥))

等

(問4) 感染拡大防止を目的とした外出制限等に対する処遇改善請求について、精神医療審査会での審査はどのようになりますか。

(答)

感染症拡大防止を目的とした外出制限等に対する処遇改善請求については、 精神医療審査会において、自治体感染対策部局や感染症専門家の意見を踏まえ、 適正にご判断いただくようお願いします。